



Lions Clubs International  
**FOUNDATION**

ライオンズクラブ国際財団

# 人道支援マッチング 交付金申請書



# 人道支援マッチング交付金 基準及び規定



Lions Clubs International  
**FOUNDATION**

## 使命声明と優先される資金援助

人道支援マッチング交付金は、世界中の極めて重要な多種多様な人道的・社会的ニーズに取り組むライオンズ主導の  
人道奉仕事業の確立または拡大を支援するための資金援助プログラムです。資金は、こうした事業で必要とされる機  
器やインフラ整備のために優先的に交付されます。交付金の申請は、「人道奉仕事業をおこない地域と世界に希望を  
もたらすライオンズとそのパートナーの取り組みを交付金を通じて支援すること」というライオンズクラブ国際財団  
(LCIF) の使命に沿った、人道的な性質のものでなければなりません。

人道奉仕事業は、事実上慈善活動であり、不可欠であるにもかかわらず、政府や他の財源による対応が十分ではない  
医療・福祉に関わるニーズへの取り組みを含みます。



### 事業例には以下が含まれますが、これらに限定されません。

- 学校、孤児院、ストリートチルドレン養護施設を含む、  
発展途上国における青少年の生活にインパクトをもたらす事業
- 身体のリハビリテーションや、障害者の具体的な教育お  
よび職業訓練のニーズを満たす助けとなる設備や機器の  
提供など、障害者の生活にインパクトをもたらす事業
- 慈善目的または非営利の医療施設の拡張および設備拡充  
を含む、地域社会の医療へのアクセス強化や医療提供に  
おける改善に取り組む事業
- 介護施設、ホスピス、高齢者施設、フードバンク、発展  
途上国における上水道・衛生設備など、地域において逆  
境にあったり弱い立場にある層のニーズに対応する事業
- 自然災害に見舞われ、LCIFから得られる他の資金（例え  
ば大災害援助交付金や用途指定交付金）がすべて利用さ  
れたあとに、損傷または崩壊した重要な公共施設の再建  
などの長期的な災害復興を支援する事業



### 交付の対象となる事業：

- ✓ 重要な人道的ニーズに取り組むもの
- ✓ ひとつの地区が単独で手がけるには規模が大きすぎる取り組みを支援するもの
- ✓ 長期に及ぶメリットもたらすもの
- ✓ 多数の人々または広範囲に役立つもの
- ✓ ライオンズが実地参加するもの
- ✓ ライオンズと事業の密接な結び付きが明確にわかるもの
- ✓ 現地のライオンズクラブが十分な資金を拠出するもの
- ✓ 逆境や弱い立場にある人々の暮らしを向上させるもの
- ✓ その地域社会やより幅広い地域においてライ  
オンズの存在を際立てるもの

## 交付の対象とならない事業：

### 資金援助と支援レベル

人道支援マッチング交付金は、各事業に対して、1万ドルから最大10万ドルまでのマッチング資金として交付されます。発展途上国からの申請は、事業総予算の75%までの資金を受ける対象となります。先進国からの申請は、事業総予算の50%までの資金を受ける対象となります。(規定第5項を参照)

### 申請締切日

LCIF理事会が、交付の対象となるすべての人道支援マッチング交付金申請書を、年3回審査します。申請書は、理事会の定例会議の少なくとも90日前までに、申請基準をすべて満たした状態でLCIFで受理されていなければ、審査の対象とはなりません。交付金申請の締切日は、[www.lcif.org](http://www.lcif.org)でご確認ください。

- ✗ 1万ドル未満または10万ドルを超える申請
- ✗ 新しい医療センターなどの施設を新設する
- ✗ 個人への援助
- ✗ 政府または他の機関の財源での対応が適している場合
- ✗ 運営費および（または）管理費
- ✗ ローンの返済、または基金を含む積立金の設置を目的とした交付金
- ✗ 地域社会の「美化」事業：公園、スイミングプール、遊び場、記念碑、記念館、庭園、競技場
- ✗ 単一クラブの事業（交付金の申請には、最低二つのクラブによる関与が必要）
- ✗ 科学的研究
- ✗ 住宅建設
- ✗ 土地および建物の購入
- ✗ ライオンズクラブ例会用施設およびクラブ会館
- ✗ 給料、報酬金、奨学金、謝礼金
- ✗ コミュニティセンター/多目的施設
- ✗ ライオンズの事業であることの掲示および関与が欠けている事業
- ✗ 消耗品および輸送費



# よくある質問

## 1.人道支援マッチング交付金を申請できるのは誰ですか？

ライオンズの地区および複合地区がマッチング交付金を申請することができます。

## 2.すでに始まっている事業や完了した事業は、資金援助の対象になりますか？

マッチング交付金は、いかなる場合にも、まだ開始されていない事業に対してのみ支給可能です。LCIFの資金援助が求められる事業がすでに開始していたり、完了している場合には、その申請は資金援助の対象とはなりません。払い戻しの形による交付金は提供されません。人道支援マッチング交付金を申請する際には、事業の開始日と完了日はもとより、マッチング交付金申請に対して決定が下される、年間3回開催されるLCIF理事会会議の時期も考慮に入れることが重要です。

## 3.見積り請求書とは？

見積り請求書とは、機器等の購入先となる製造業者または供給業者や、事業で作業を行なう建設業者から入手する必要のある、費用の見積りを文書化したものであります。申請書提出時にこの書類が必要です。

## 4.現地で調達すべき資金拠出をもってマッチング交付金事業を金銭的に支援しなければならないクラブの数はいくつですか？

少なくとも二つのクラブが、現地マッチング資金を確保および/または調達することにより、事業への相当の金銭的援助をしなければなりません。理想的には、より多くのクラブが交付金事業の開発および実施に関与することです。

## 5.現物寄付は、現地で調達するマッチング資金として認められますか？

交付金を申請する地区または複合地区は、現金によるマッチング資金を地元で調達する必要があります。現物寄付は、重宝されるものの、現地ライオンズの調達分として認められません。また、事業へのライオンズの労力奉仕時間も、金銭価値に換算することはできません。現地調達分は、LCIFが資金援助を求められている事業のために新たに集められた資金でなければなりません。

## 6.交付金には最小申請額および/最大申請額がありますか？

申請できる最小交付金額は1万ドル、最大交付金額は10万ドルです。発展途上国の場合、総事業費の75%（10万ドルが上限）を申請することができ、先進国の場合には、総事業費の50%（10万ドルが上限）を申請することができます。

## 7.地区または複合地区が一度に申請できる人道支援マッチング交付金は何件ですか？

地区または複合地区はいつの時点においても、進行中のマッチング交付金を二つまで持つことができます。これは、承認済みか、審査の過程にあるかのいずれかを意味します。承認された交付金事業が、満足のいく最終報告書の提出により完了すれば、新たに申請をすることができます。

## 8.申請締切日はいつですか？

申請書の審査は、8月、1月、5月の年3回開催されるLCIF理事会会議で行われます。申請書は、理事会会議開催日の少なくとも90日前までにLCIFに届いている必要があります。具体的な締切日については、LCIFのウェブサイトをご覧ください。申請書は、申請締切日よりも十分に前もって提出することが推奨されています。不備のある申請書や、事業の詳細が明確になるまでに追加の時間が必要な申請書は、審査が後の理事会会議まで保留される場合があります。

## 9.申請書がLCIFに提出されてからのプロセスはどのようなものですか？

申請書を受領したことを知らせるEメールまたは手紙がLCIFより送られます。LCIFからのこのコミュニケーションを通して、受領日の確認が行われ、（審査の対象としての適格性を見極めるために）予備審査を行なう担当のLCIF地域プログラムスペシャリストの氏名と、申請書に割り当てられた交付金番号が通知されます。担当のスペシャリストは、事業の目標や目的を明確にするために質問があれば、地区または複合地区に連絡します。スペシャリストが申請書と事業の適格性を判断する作業を進める中で、複数の疑問が生じるかもしれません。

場合によっては、ライオンズは、交付金の基準により密接に沿ったものとなるよう事業案の変更を求められる可能性があります。ライオンズは、返答をするべき期限を指示されることもあります。必要なものがすべて揃った適格な申請書のみが、LCIF理事会に提出され審査を受けます。

## 10.理事会はどのような決定を下す可能性がありますか？

理事会は交付金を（申請額全額で、もしくは減額して）承認、交付金を（さらなる情報または修正が必要なため、その間）保留、または交付金を否認する可能性があります。保留となった交付金は承認されたのでも否認されたのでもなく、決定が下される前に追加の情報が必要とされるものです。

## 11.交付金が承認された場合、交付金が下りるまでにどれくらいかかりますか？

交付金は多くの場合、条件付きで承認されます。人道支援マッチング交付金支給の主な条件には次が含まれます。1) 必要な現地マッチング資金を調達したことを証明すること、および 2) 交付金同意書に署名をしてLCIFに提出すること。理事会が適切とみなすその他の条件が、交付金につけられる場合があります。LCIFは、交付金のすべての条件が完全に満たされるまで、交付金を支給しません。ライオンズが現地で調達する必要のあるマッチング資金を集め期間は交付金承認日から6ヶ月間です。

## 12.承認された交付金の管理責任者は誰ですか？

交付金受給地区または複合地区は交付金に対し責任があり、交付金承認の時点で職にあった地区ガバナー（地区レベルでの交付金）あるいは協議会議長（複合地区レベルでの交付金）が、交付金管理責任者とみなされます。交付金管理責任者には、交付された資金が理事会に承認された目的のためにきちんと活用されるようにする責任があります。また、交付金事業が完了したら、LCIFに最終報告書が期限内に確実に提出されるようはからう責任もあります。

# 人道支援マッチング交付金の交付基準

1. 交付金の対象として考慮されるのは、交付金を申請するライオンズ地区と事業に参加するクラブの財源および資金調達能力を超える事業である。少なくとも2つのクラブが、事業の資金援助に関与しなければならない。
2. 事業は、数多くの人々、また理想的には地域社会全体に役立ち、LCIFによる資金援助がもたらす慈善活動のインパクトを、最大限に高めるものでなければならない。さらに、社会において最も援助が必要とされている分野に役立ち、かつ、財政的援助の必要性を実証している事業が優先される。
3. 図書館、コミュニティセンター、スイミングプール、競技場、公園の設立など、地域社会向上の類いの事業を行なうために援助金を申請することはできない。一般に、政府が新しく設けた法令に準拠するための増改築に対して、援助金は交付されない。
4. LCIFの資金援助を求める事業は、それがライオンズの事業であることが明確に認識できるとともに、現地ライオンズの継続的な関与があるものとする。優先される事業は、ライオンズがボランティア奉仕を提供するとともに、従来から支援してきた実績があり、事業および/または関係施設の運営に資する明確な役割を持つものである。
5. 事業に対するライオンズの関与とその事業がライオンズの事業であることの明示のほかに、交付金を申請するライオンズ地区および事業に参加するクラブは、相当な額の事業資金を提供する決意をしなければならない。事業に関与するクラブは、現地のマッチング資金提供において平等の額を拠出しなくともよいものの、その額は、事業に対する資金援助を主に行っているのは単独のクラブでないことを示すに値するものでなければならない。地元で負担する必要のあるマッチング資金の少なくとも半分は、交付金申請書を提出するライオンズが、確保および/または調達しなければならない。（注：一つのライオンズクラブのみが資金援助をする事業は、交付の対象とならない）
6. 現地で調達する資金は現金によるもののみとする。土地、労働力、資材等の現金外の寄付は、交付金事業案の強みとなるので、事業を説明する際に強調されるべきではあるが、LCIFへの申請額に合わせて地元で調達する資金の一部として、予算に含めることはできない。さらに、地元での調達資金は、提案されている事業のためにすぐにも使用可能であるか、拠出が誓約されている現金でなければならぬ。
7. いかなる場合にも、ある一つの事業に対して継続的に援助金が交付されることはない\*。人道支援マッチング交付金を受ける事業または施設は、最終報告提出後1年の期間を置かなければ、新たな交付金を申請することができない。申請する場合には、以前交付金を受けた同じ事業が、その目的を果たしていることが条件である。
8. 運営経費に充てるための資金を、事業予算および交付金申請額の一部として含めることができるが、このような資金は、LCIF交付金を受けて行おうとしている事業のサービス等を開始するか、大々的に拡張するために使われる場合にのみ、認められる。申請者は、LCIF援助資金が枯渇した後、どのようにして将来の運営経費を支えていくのかを証明しなければならない。
9. 多くの保健医療事業が交付金を受ける対象となるが、少数のライオンズクラブだけでスポンサーされる新しい病院施設や医療診療所等の建設のために、交付金を要請することはできない。むしろ、既存の医療施設の改善及び拡張を目的とした事業が優先される。従って、新しいライオンズ病院または医療診療所の建設事業のための交付金は、次の場合にのみ考慮される。1) 複数のクラブが積極的に関与する地区レベルの保健医療施設、および（または）、2) 実績のある既存のライオンズ病院又は医療診療所の拡張。さらに、医療施設への支援を要請する交付金申請書は、貧困者および医療保険のない者にサービスを提供する献身の意を立証した、非営利または公共施設に関するものだけが考慮される。発展途上国における眼科病院については、地区または複合地区がLCIFの視力ファースト・プログラム交付金を申請するべきである。このプログラムは、人道支援マッチング交付金プログラムとは異なる独自の基準、さらには、そのような事業の企画、考察、審議の指針となる技術的な基本構造を設けている。
10. LCIFに提出される交付金申請書は、一つの組織、団体、プログラム、あるいはグループのみを、その交付金事業の支援対象として特定しなければならない。複数の団体を支援対象とする事業案に対する申請書は、検討の対象とならない。
11. 人道支援マッチング交付金は、LCIFの他の交付金プログラムを活用することが適切な事業に対しては交付されない。LCIFの他のプログラムに関する情報は、[www.lcif.org](http://www.lcif.org)に掲載されている。また、LCIFに連絡して入手することもできる。
12. 援助交付金を受けて行われる事業は、LCIFの協力を得て実現されたことが、適切な標識、表記、広報活動を通して明示されなければならない。LCIFの協力明示に関する詳しい説明については、交付金承認時にLCIFが提供する。LCIFのパートナーが特定の事業や取り組みに資金援助を行っている場合、交付金受給者は追加の表示をするよう求められることがある。事業が認識されたことの確認が、最終報告書に含まれていなければならない。
13. 各交付金申請は、交付金を受ける事業の利点、またLCIF理事会によって定められた交付基準をどの程度満たしており、資金援助を優先させるべき人道的事業であるかに基づいてのみ判断される。

\*複数の地区が関わる大規模な事業はこの要件の例外となる。この場合、事業に参加する各地区が、事業全体の中で地区が関わる個別の要素に対する交付金申請書を提出することができる。このような複数の申請はケースバイケースで検討され、一度に最大3件のマッチング交付金申請を一つの交付対象事業として扱うことが可能である。申請においては、対象となる事業との重要なこれまでのつながりを示す必要がある。

8. 運営経費に充てるための資金を、事業予算および交付金申請額の一部として含めることができるが、このような資金は、LCIF交付金を受けて行おうとしている事業のサービス等を開始するか、大々的に拡張するために使われる場合にのみ、認められる。申請者は、LCIF援助資金が枯渇した後、どのようにして将来の運営経費を支えていくのかを証明しなければならない。

# 人道支援マッチング交付金の交付規定

1. 交付金を申請するには、人道支援マッチング交付金申請書「LCIF-27」を使用し、求められているすべての情報等をもれなく提供することにより、事業案を提出しなければならない。事業予算は、事業資金の収入源および事業費の内訳を明白に示していなければならぬ。収入額と支出額は一致する必要がある。記入漏れなどのある不完全な申請書や他の形式によって提出された事業案は、検討の対象とはならない。
  2. どのライオネス地区（单一、準、または複合）も、援助交付金を申請することができる。単一地区または準地区が申請書を提出する場合には、現職の地区ガバナーが申請書に署名をし、地区キャビネットが決議によってそれを証明する必要がある。その後で、協議会議長に通知をしなければならない。複合地区が申請する場合には、協議会議長が申請書に署名をし、協議会が決議によってそれを証明するものとする。申請書が承認されたキャビネット会議または協議会会議の議事録が、申請書に添えられて提出されなければならない。
  3. 人道支援マッチング交付金受給事業が申請地区の国外で行われる場合には、その事業に対する支持を示す現地ライオネス地区の承認がなければならない、また、できれば彼らが積極的に関与するものとする。クラブがあっても地区が編成されていない国については、事業実施地に最も近いクラブがその事業を承認する必要がある。いかなる場合にも、事業における現地ライオネスの役割について詳細にわたる情報がLCIFに提供されなければならない。現時点でクラブが存在しない国々では、申請を行うライオネス地区は、その事業をきちんと監督、評価、および報告する能力があることを証明できなければならない。
  4. 申請できる最大交付金額は10万ドル、最小交付金額は1万ドルである。申請が承認されても、承認された事業予算に基づき、現地で集める必要のあるマッチング資金が調達されるまで交付金は支給されない。
  5. 先進国の場合、申請できる交付金額は、事業予算の50%までである。発展途上国の場合には、75%までの資金援助を申請することができるものとする。申請書を提出する地区または複合地区に基づいて、拠出すべき資金の最低額が決定される。（注：申請できる交付金最高限度は10万ドル。）
  6. 同時に進めることのできる人道支援マッチング交付金の申請および/または申請承認済みで実施中の事業の件数は、地区につき2件までに限られる。複数の国にまたがって地区が成り立っている場合には、個々の国に、手続き中の申請または進行中の事業が二つまで認められる。LCIFは、地区または国に対する二つ目の交付金申請を審議する際、LCIFの援助資金を受けて行われている現行の事業の進展状況を考慮に入れる。
  7. 人道支援マッチング交付金は、初期の開発（計画）段階にある事業を対象とするものである。LCIFが資金提供を求められる事業は、すでに開始されていてはならない。これは、LCIF理事会が決定を下す前に、賃借、ローン、または手付金によって部分的に確保された、あるいは取得された設備についても当てはまる。さらに、完了した事業は資金援助の対象とはならず、また交付金は借金の返済、準備金の設置、または交付金の承認に先立って生じた事業費の払い戻しに使用してはならない。払い戻しとして資金援助を申請する事業は対象から除外される。
  8. ライオネスおよび/またはその家族は、LCIFの援助を受ける事業から、直接または職業上の恩恵を受けたり、独占的な利益を受けたりしてはならない。
  9. 承認された交付金は、適切なライオネス地区（单一、準、または複合）を受取人として支払われる。交付金承認時の現職の地区ガバナーまたは複合地区協議会議長が、事業実施期間中、交付金管理責任者を務めるものとし、事業に対する資金の支出およびLCIF交付資金の会計報告に責任を持つものとする。事業が新会計年度に持ち越される場合には、交付金管理責任者は、LCIFに提出する事業の経過報告書および最終報告書の写しを、現行の地区キャビネットまたは複合地区協議会に提出しなければならない。LCIFは、必要に応じて交付金管理責任者を交代させる権限を有する。
  10. 交付金受給者には、事業完了後、事業の成果およびLCIFからの資金の正確な使途について詳細を説明する綿密な報告書を提出する責任がある（報告用紙が、交付金が承認されたことを通知する手紙に添えて送付される）。完了した事業の報告書を提出しない地区または複合地区は、以後さらなる交付金を受けることができない。
  11. LCIF理事会会議は年3回開催される。その開催時期は、8月、1月、5月である。申請締切日はwww.lcif.orgで確認できるし、LCIFに直接問い合わせることもできる。交付金申請書は、LCIF理事会会議の少なくとも90日前に不備のない状態でLCIFに届いていなければ、その会議では審査と対象とはならない。多くの場合、申請内容について補足情報が要求されるので、申請書は、申請締切日よりも十分に前もって提出することが推奨される。注：不備のある申請書や、事業の詳細が明確になるまでに追加の時間が必要な申請書は、審議が後の理事会会議まで保留される場合がある。
  12. 以前に取り下げたか、否認された申請書については、内容を修正することにより、否認または撤回の理由に対処した場合にのみ再提出することができる。
  13. 申請者が、その申請に関するLCIFからの連絡に対して120日以内に返答しなかった場合には、その申請書は取り下げられたものとみなされる。再提出が必要となる場合がある。
  14. 申請者は、交付金承認日から6カ月以内に、現地で拠出する必要のあるマッチング資金を調達・確保しなければならない。注：LCIFは、地元で拠出すべき資金が調達され、事業実施にいつでも利用できる状態になるまで、交付資金を支給しない。
- 交付金受給対象として承認された事業は、妥当な期間内に行われるものとし、交付金承認日より2年内に完了しなければならない。期間延長は、個別の事情に応じて認められる場合がある。
- 申請者と十分相談した上で、LCIFは、この2年の期間内に開始されない事業、あるいは十分な進捗が見られない事業に対する交付金を取り消す権限を保持する。交付金が取り消された場合、適切な文書記録のない支出金はすべて、LCIFに返還されるものとする。
15. LCIFは、LCIF交付金の援助を受けた可能性のあるいかなる不動産または備品に対しても所有権を一切放棄するとともに、いかなる責任をも否認する。LCIF交付金の援助を受けた不動産または備品の譲渡または売却を希望する場合には、交付金受給者はLCIFにその旨連絡し、かかる譲渡または売却の受益対象者についてLCIF職員に相談しなければならない。LCIFから書面による明確な承認がない限り、LCIF交付金の資金援助を受けた不動産または備品はいかなるものも、交付金同意書原本に記載される目的および規定、ならびにLCIFの方針に従って、譲渡または売却が行われる地域において公益目的のみにこのような不動産または備品の活用を続けていく適切な慈善団体にのみ譲渡または売却されなければならない。
- さらに、かかる不動産または備品の譲渡あるいは売却の結果得られたいかなる資金も、その地域において公益目的のみに使用されなければならず、個人や公益を目的としない団体に個人的な便益や私益をもたらすことがあってはならない。

# ガイドライン

人道支援マッチング交付金の交付基準および規定を確認した上で、申請書を作成してください。資金援助の審査の対象となるかを見極めるため、下記で要請されているすべての情報が、LCIFに提供されなければなりません。申請書は、予定されている各LCIF理事会会議の少なくとも90日前までに届いている必要があります。これらの会議は、毎年8月、1月、5月に開催されます。申請書提出の具体的な締切日については、ウェブサイトをご覧になるか、LCIFにお問い合わせください。

LCIF理事会および職員は、必要に応じて追加の関連情報を要請する権利を保持します。

LCIFは、申請書を受領したことをEメールで知らせます。このEメールで、交付金番号が通知されます。この申請書についてLCIFに連絡する際にご使用ください。他の機関用の書式や一般的な資金獲得運動用に作成されたパワーポイントスライドを用いて提出された申請書は、受け付けられません。

人道支援マッチング交付金の交付基準や申請プロセスについてご質問がありましたら、LCIF人道支援プログラム課（電話：1-630-203-3819、またはEメール：[LCIFHumanitarianPrograms@lionsclubs.org](mailto:LCIFHumanitarianPrograms@lionsclubs.org)）までお問い合わせください。

日付: \_\_\_\_\_

事業名: \_\_\_\_\_

LCIFへの申請額（米ドル）: \_\_\_\_\_

## セクション1 事業の説明、目標および目的

1. 問題の特定、および事業を行うことの正当性。以下について説明してください。
  - a. 取り組もうとしている特有の問題。
  - b. 事業を行なう理由とその正当性の詳しい説明。
  - c. 達成しようとしている目標および目的。
  - d. 社会経済データを含む、奉仕の対象となる地理的地域と地域社会。
  - e. この事業から直接恩恵を受けることになる年間の受益者数。
2. 事業の手法と実施計画。以下についての情報が必要です。
  - a. この事業の目的がどのように達せられるか、事業計画について詳しく説明してください。
  - b. 事業の目標が、より多くの人々に手を差し伸べるために奉仕を拡大することであれば、この奉仕によるこれまでの受益者の数を教えてください。
  - c. この事業に参加する他の組織がある場合にはその背景事情と、どのように支援をしてくれるのかその役割について説明してください。事業への関与を確証する、組織からの同意書を提出してください。
  - d. 事業の実施から完了にいたる予定（主な節目を含む）を説明してください。
  - e. 計画が永続的な建物を建設することであれば、建物の大きさや設備について詳しく説明し、設計図、写真、建設費用の見積額、土地の所有権を立証する書類も申請書に添えてください。
  - f. 資本設備や同様の物品を購入する場合には、使用方法を説明してください。購入予定のすべての物品に関する製品カタログ、見積書、供給業者の価格見積を添える必要があります。
3. 事業が今後どのように持続されるのかを説明してください。運営費や維持管理費に対して誰が責任を持つかを説明する必要があります。運営にかかる収支の概要を含む、5年間の財政計画を詳しく説明してください。
4. 提案されている事業にライオンズがどのように関与していくかを説明してください。
  - a. ライオンズの役割と責任を説明してください。ライオンズの関与に関連する、これまでの経歴についても記述してください。
  - b. LCIFからの支援終了後、ライオンズはどのように事業への関与を続ける計画であるかを概説してください。
  - c. どのようにしてこの事業を、ライオンズが支援する事業として表示し、PRするのか説明してください。
  - d. LCIFからの支援と関与を認識するための計画を説明してください。この事業に関する広報資料や報道は、LCIFおよび地域のライオンズの支援と関与を伝えるものでなければなりません。

## セクション2 事業予算

5. 下記の形式を使って、事業全体の予算の内訳を記載してください。

- a. 収入は支出と一致していなければなりません。
- b. 使用される通貨と米ドルに対する為替レートを表示してください。
- c. 収入欄には、すべての資金源を個別に列記し、それぞれの拠出額を明記してください。
- d. 各財源からの資金の調達状況が、「誓約」、「徴収済み」、「見込み」などの明示してください。「誓約」および「見込み」と記されている額については、その資金が事業のために利用可能になる日を記載してください。
- e. 支出欄には、経費を項目別に列記してください。

使用通貨: \_\_\_\_\_

米ドルに対する為替レート: \_\_\_\_\_

収入				支出		
収入源	金額	調達状況	特記事項	経費項目	金額	経費についての説明
ライオンズ				1		
				2		
パートナー				3		
				4		
LCIF		見込み		5		
				6		
				7		
				8		
				9		
				10		
				11		
				12		
				13		
				14		
				15		
合計	\$0.00			合計	\$0.00	

## セクション3 主な連絡窓口

6. この申請に関し、今後連絡が行われる際に写しを受け取るべきライオンズと非ライオンズの連絡先を提供してください。これには、現職のライオンズリーダー、事業コーディネーターのほか、現職の複合地区/地区コーディネーターも含む必要があります。写しを受け取るべきすべての人の氏名、役職名、郵便住所、電話番号、Eメールアドレスを記載してください。

#### セクション4 申請書証明

- 各交付金申請書には、キャビネットまたは協議会の証明が含まれていなければなりません。申請書が承認されたキャビネット（単一または準地区）会議または協議会（複合地区）会議の議事録を1部提出してください。
- 単一地区および準地区が申請する場合、申請書には地区ガバナーの署名のみが必要です（交付規定の第2項および第3項をご参照ください）。
- 複合地区が申請する場合、申請書には協議会議長の署名のみが必要です（交付規定の第2項および第3項をご参照ください）。

#### 地区ガバナーの承認（単一地区および準地区レベルの交付金申請書）

ここに、私がLCIF人道支援マッチング交付金の交付基準と交付金申請書を確認したことを証明します。私の知る限り、ここに提示された情報は正確であり、記述されたとおりの必要が存在します。私は、本申請書を証明するとともに、資金の交付が承認された場合には、交付金管理責任者として、確実にその資金が適正かつ効果的に使用され、正当な会計処理、ならびにライオンズクラブ国際財団への定期的な報告が行われるよう、全力を尽くします。

---

地区ガバナー氏名

地区名

---

住所

---

電話番号

FAX番号

---

Eメールアドレス

---

署名

日付

#### 協議会議長の承認（複合地区レベルの交付金申請書）

ここに、私がLCIF人道支援マッチング交付金の交付基準と交付金申請書を確認したことを証明します。私の知る限り、ここに提示された情報は正確であり、記述されたとおりの必要が存在します。私は、本申請書を証明するとともに、資金の交付が承認された場合には、交付金管理責任者として、確実にその資金が適正かつ効果的に使用され、正当な会計処理、ならびにライオンズクラブ国際財団への定期的な報告が行われるよう、全力を尽くします。

---

協議会議長氏名

複合地区名

---

住所

---

電話番号

FAX番号

---

Eメールアドレス

---

署名

日付

## 申請書提出前の確認事項

人道支援マッチング交付金申請書を提出する前に、下記の確認事項に目を通し、申請書に不備がなく、LCIFに提出する準備が整っていることを確認してください。

- ✓ 申請書に記載されているすべての質問に、詳しく答えた。
- ✓ 地区キャビネット会議議事録（地区レベルの申請の場合）、または複合地区協議会会議事録（複合地区レベルの申請の場合）が添えられている。
- ✓ 現職地区ガバナーの証明の署名（地区レベルの申請の場合）、または現職複合地区協議会議長の証明の署名（複合地区レベルの申請の場合）が付されている。
- ✓ 提出する必要のある、下記の補足書類が含まれている。
  - ・建築事業の場合、設計図、費用の見積もり、土地所有権を証明する書類
  - ・設備を購入する事業の場合、購入予定のすべての物品に関する製品カタログ、見積書、供給業者の価格見積
  - ・事業のための将来の収入および事業運営経費を概説した5年間の計画
- ✓ LCIFに提出する前に、記録用に、補足書類を含む、申請書の内容をすべて複写した

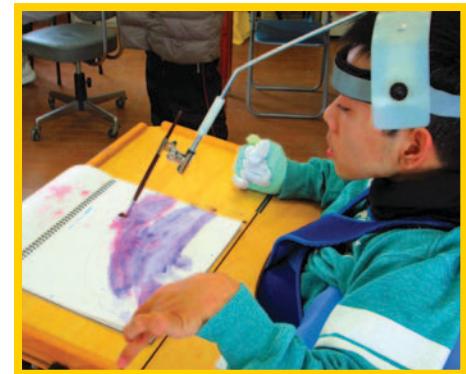
## 申請書の提出

申請書は、直接LCIF人道奉仕イニシアチブ課に提出しなければなりません。申請書が他の課を通して提出された場合には、締切日を経過してLCIFに届く可能性が生じ、審査プロセスが遅れる原因になりかねないことをご了承ください。

必要事項がもれなく記入された申請書と必要な補足書類を郵送またはEメールでLCIFにご提出いただけますが、できる限りEメールでのご提出をお願いいたします。1部のみ下記宛てにお送りください。郵送でのご提出の場合は、信頼のおける国際宅配便（例：DHL、FedExなど）をご利用ください。郵送中に万一書類が行方不明になった場合に追跡をすることができます。

Lions Clubs International Foundation  
Humanitarian Initiatives Department  
300 W. 22nd Street  
Oak Brook, IL 60523 – 8842  
Eメール: LCIFHumanitarianPrograms@lionsclubs.org  
電話（直通）: 1-630-203-3819  
ウェブサイト: [www.lcif.org](http://www.lcif.org)





## Lions Clubs International **FOUNDATION**

Lions Clubs International Foundation  
Humanitarian Initiatives Department  
300 West 22nd Street  
Oak Brook, IL 60523-8842 USA

電話 : (630) 203-3819  
Eメール: [LCIFHumanitarianPrograms@lionsclubs.org](mailto:LCIFHumanitarianPrograms@lionsclubs.org)  
[www.lcif.org](http://www.lcif.org)